

富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業
技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)発注
プロポーザル募集要項

令和7年 10 月

静岡県

【目次】

1 募集要項の定義.....	3
2 本事業の概要	3
(1) 本プロポーザルの実施者.....	3
(2) 本プロポーザルの事務局・選定委員会・問い合わせ窓口	3
(3) 本事業の対象範囲	4
(4) 契約方式	5
(5) 公告資料	5
3 優先交渉権者の決定等の手続.....	7
(1) 公告から本建設工事契約締結までのスケジュール 及び 優先交渉権者等との交渉結果等の決定 までのフロー（令和 9 年4月着工の場合）.....	7
(2) 決定の手続と審査及び評価体制	9
(3) 現地視察	9
(4) 参加資格確認	9
(5) 技術提案書等の提出	10
(6) 優先交渉権者等の決定	10
(7) 共通事項	11
4 参加資格要件	12
(1) 参加者の構成	12
(2) 共通する参加資格要件	12
(3) 業務別の参加資格要件	12
(4) 甲型共同企業体の要件	13
(5) 共同体の要件	14
(6) 実施体制	15
5 質疑の受付及び回答の要領	17
(1) 質疑の受付	17
(2) 質疑への回答	18
6 参加表明書の作成及び手順要領.....	18
(1) 提出資格	18
(2) 参加表明書の提出	18
(3) 参加表明書の審査方法	19
7 技術提案書の作成及び手続	19
(1) 評価項目.....	19
(2) 実績評価の体裁	19
(3) 技術提案書の体裁	20

(4) 作成及び提案に当たっての基本的条件.....	21
(5) 技術提案書の提出	21
(6) 参加者によるプレゼンテーション及びヒアリング	23
8 評価基準.....	23
9 その他	23
(1) 本プロポーザル後の契約の予定.....	23
(2) その他	24

1 募集要項の定義

本募集要項（以下「本要項」という。）は、静岡県（以下「県」という。）が、富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、基本設計からの技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ方式）（以下「D+B方式」という。）で発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により決定する（以下「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

静岡県知事 鈴木 康友

(2) 本プロポーザルの事務局・選定委員会・問い合わせ窓口

事務局(技術に関する照会窓口)： 静岡県 財務部 建築企画課企画第1班

TEL：054-221-3094

(契約に関する照会窓口)： 静岡県 財務部 建築企画課契約班

TEL：054-221-2357

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館13階

E-mail：kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

選定委員会：

委員長：静岡県財務部参事（営繕担当）

副委員長：静岡県スポーツ・文化観光部理事（文化担当）

委員：静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課長

静岡県財務部建築企画課長

静岡県財務部建築工事課長

静岡県財務部設備課長

問い合わせ窓口：（コンストラクションマネジメント業務委託者、以下「CMR」という。）

株式会社 長大 社会創生事業本部 まちづくり事業部 建築設計部

〒104-0054 東京都中央区勝どき1丁目13番1号(イヌイビル・カチドキ)

電話番号：(直通) 080-5907-6573

(部門) 03-3532-8622

担当者：岩本・山本

電子メール：r7_fujinomiyauchi5@chodai.co.jp

(3) 本事業の対象範囲

ア 事業名

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業

イ 場所

静岡県富士宮市栗倉地内

（富士山富士宮口五合目：旧レストハウス跡地）

ウ 整備対象施設

（ア） 来訪者施設

（イ） バス駐車場から来訪者施設付近までの階段（再整備）

（ウ） 計画敷地内の外構整備

エ 対象業務

本事業のうち、次に掲げる業務を行う。

（ア） 整備対象施設に係る基本設計業務、実施設計業務、関連業務、施工に関する技術検討（以下、「設計業務等」という。）。

（イ） 整備対象施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（衛生設備工事、空調設備工事）、外構工事、解体工事（以下、「施工業務」という。）。

（ウ） 整備対象施設に係る工事監理業務（以下「工事監理業務」という。）。

（エ） 上記設計業務等、施工業務及び工事監理業務を総括して「本業務」という。

オ 要求水準

本業務の要求する水準は、「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザル要求水準書」による。これは、本業務を実施するための必須条件として準拠すべき具体的な規定であり、県が本業務に求める内容及び品質として満たすべき最低限の水準である。

カ 遵守すべき法令等

県と本業務の実施に係る契約を締結する者（以下「受注者」という。）は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者により当該許認可等を取得しなければならない。手数料等の費用は発注者が負担する。

ただし、提案により評価・評定等の取得が必要となる場合は、これに関する業務及び手数料を含む一切の費用は提案の中に含むものとして受注者の負担とする。

キ 本業務の履行期間等

（ア） 設計業務等の完了（実施設計における精算見積（以下「優先交渉権者の見積」）提出を含む。）を令和 9 年 3 月 17 日までとする。ただし、各種許認可にかかる業務については、許認可を受けるまでを履行期間とする。

令和 9 年度 4 月着工の工程案を【資料 14】に示す。

- (イ) 施工業務の引渡し、及び工事監理業務の完了の期限を令和 10 年度中（令和 11 年 3 月 31 日まで）とする。

ク 事業費

設計業務等、施工業務（工事費）及び工事監理業務を合わせた参考価格は、
2,540,700,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）とする。

- (ア) 設計業務等委託費〈上限価格〉

97,700,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）

- (イ) 建設工事費（電気設備工事費、機械設備工事費及び、解体工事費を含む）
〈上限価格〉

2,405,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）

- (ウ) 工事監理業務委託費〈上限価格〉

38,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む）

(4) 契約方式

本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の「設計交渉・施工タイプ」の対象工事であり、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と基本協定及び設計業務委託契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約を締結する（これらの契約を総称して「事業契約」という。）。なお、建設工事請負契約は、予算の成立及び県議会の議決（静岡県議会の議決を要する場合）を条件として締結するものであり（以下、議決前に締結するものを「仮建設工事請負契約」といい、議決を得て成立したものを「本建設工事請負契約」という。）、各条件が不成立となった場合において、発注者は受注者に対する一切の責任を負うものではない。

(5) 公告資料

参加表明書及び技術提案書等については、次に掲げる資料を踏まえて、所定の様式により作成すること。

ア 配布期間

令和 7 年 10 月 28 日（火）午前 9 時から令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 4 時まで

イ 本県ウェブサイト掲載資料

静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの入札情報システム（P P I）

URL <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

及び、静岡県ホームページ「プロポーザル方式に係る公告について」に掲載する。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kokyokenchiku/1003515/1029163.html>

- 資料 1 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザル 募集要項
- 資料 2 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザル 技術提案書等作成様式集
- 資料 3 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）発注プロポーザル 評価基準
- 資料 4-1 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- 資料 4-2 別表 1：工事区分表
- 資料 4-3 別表 2：役割分担表
- 資料 5 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 建築設計業務委託特記仕様書
- 資料 6 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 工事監理業務特記仕様書（案）
- 資料 7 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 建築設計業務委託契約書（案）
- 資料 8 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 基本協定書（案）
- 資料 9 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 建設工事請負契約書（案）
- 資料 10 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 工事監理業務委託契約書（案）
- 資料 11-1 静岡県建設工事共同企業体取扱要綱の制定について（通知）
- 資料 11-2 設計業務等を行う企業と施工業務を行う企業の共同体の取扱いについて
- 資料 12 要求水準確認書（案）
- 資料 13 技術提案書確認書（案）
- 資料 14 全体工程表（案）
- 資料 15 内閣府による退避壕の手引き（概要版、本編、参考資料）
- 資料 16-1 計画地の測量図（PDF）

ウ 参加表明者にのみ提供する資料

- 資料 16-2 計画地の測量図（DXF、DWG データ）
- 資料 17 地質調査資料
- 資料 18 旧レストハウスの竣工図（意匠・構造）
- 資料 19 既存躯体のコンクリート試験結果
- 資料 20 旧レストハウス解体工事資料（①、②）
- 資料 21 計画地と周辺の動線図
- 資料 22 車両規制図（案）
- 資料 23 交通量調査資料
- 資料 24 富士宮口六合目 気象データ
- 資料 25 諸官庁打合せ記録

エ 参加表明者のみに提供する資料について

参加表明時の秘密保持誓約書【様式第2号】の確認の後、電子データで提供する。提供方法は、参加表明書提出日を含め3営業日以内を目途に、参加表明書に記載の担当者へメールにて送付する。

オ 提供を受けた資料の扱い

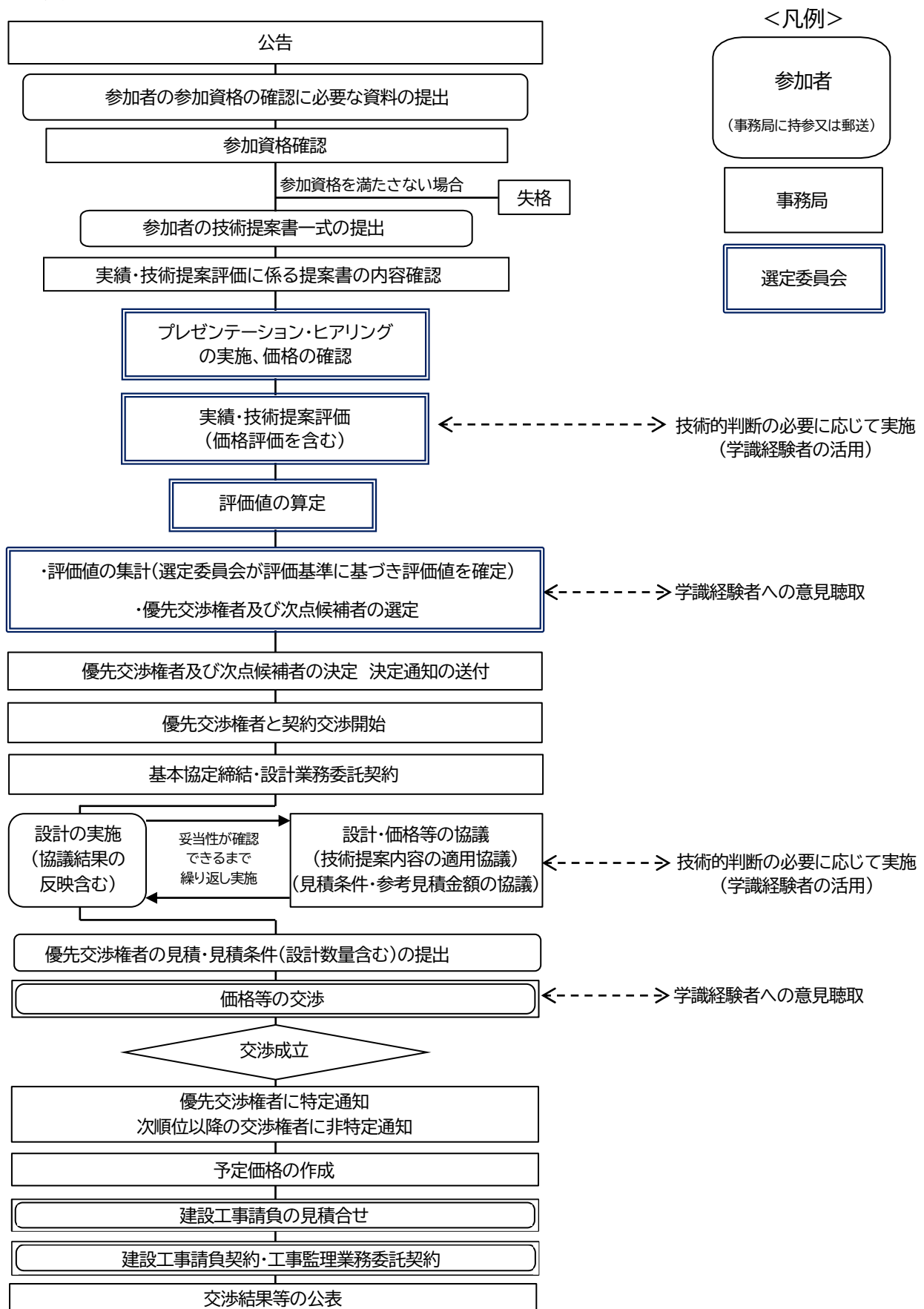
提供を受けた資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用し、情報漏洩のないように適切に廃棄すること。

3 優先交渉権者の決定等の手続

(1) 公告から本建設工事契約締結までのスケジュール 及び 優先交渉権者等との交渉結果等の決定までのフロー（令和9年4月着工の場合）

	内容	日時
ア	公告（本要項等の公表）	令和7年10月28日（火）
イ	現地視察（事前連絡制とする）	令和7年10月31日（金）から 令和7年11月7日（金）まで
ウ	本プロポーザルに係る質疑の受付期間	
	（ア）参加表明書の提出に係る質疑の受付期間	令和7年11月7日（金）まで
	（イ）その他本プロポーザルに係る質疑の受付期間	令和7年11月7日（金）から 令和7年11月14日（金）まで
エ	本プロポーザルに係る質疑への回答	
	（ア）参加表明書の提出に係る質疑への回答	令和7年11月14日（金）
	（イ）その他本プロポーザルに係る質疑への回答	令和7年11月21日（金）
オ	参加表明書の提出期間	令和7年11月21日（金）まで
カ	参加資格審査結果通知・技術提案書等の提出要請の送付	令和7年11月28日（金）
キ	実績・技術提案書の提出期間	令和8年2月9日（月）から 令和8年2月13日（金）まで
ク	プレゼンテーション及びヒアリングの実施通知	令和8年2月18日（水）頃を予定
ケ	プロポーザル技術提案評価実施日 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年2月下旬予定
コ	参加者への結果通知	令和8年3月中旬予定
サ	審査結果の公表	令和8年4月頃予定
シ	基本協定書・設計業務委託契約締結	令和8年3月末まで
ス	仮建設工事請負契約	令和8年12月下旬予定
セ	本建設工事請負契約締結、工事監理業務委託契約締結	令和9年3月下旬予定

工事請負契約・交渉結果等の公表のまでのフローは、下図のとおりとする。



(2) 決定の手続と審査及び評価体制

本業務は、富士山富士宮口五合目という厳しい自然環境下に加えて、年間の施工可能期間が約半年という条件の中で、早期に来訪者施設を整備するため、設計時から施工を考慮した計画とすることにより早期の施設整備の実現を目指している。また、物価高騰及び人手不足等による建設工事費の高騰が続く中で、事業費抑制も大きな課題である。

このため、本業務の受注者の候補者たる優先交渉権者及び次点候補者（以下「優先交渉権者等」という。）の選定は、設計や施工の実績並びに技術提案（価格提案を含む）について、「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業設計施工者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、総合的に審査した結果によるものとする。

優先交渉権者等の選定に当たっては、①参加者の資格の有無を判断する「参加資格審査」、②参加資格を満たす者（以下、「有参加資格者」という。）から提出された技術提案内容等についての審査を行う「技術提案審査」の２段階とする。

(3) 現地視察

ア 申込み

現地視察を希望する者は、現地視察希望日から２営業日前の午後３時までに現地視察申込書【様式４】を問い合わせ窓口に提出すること。

イ 申込方法

電子メールの添付ファイルとして、問い合わせ窓口に送信すること。なお、電子メールの件名は、「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 現地視察申込み（法人又は企業体名）」とし、電話により問い合わせ窓口へ到着の確認を行うこと。

ウ 現地視察の日

現地視察日及び視察時の注意等について、問い合わせ窓口より申込書記載の担当者宛にメールで通知する。

(4) 参加資格確認

ア 参加資格の確認

参加資格の確認においては、４ 参加資格要件の(1)から(5)に示す事項を確認する。

(ア) 本プロポーザルに参加を希望する者は、提出期限までに参加表明書及び必要書類【様式第１号-1～第３号-2】のうち該当するもの及び添付書類を事務局に提出すること。

【様式第２号】については、全ての参加企業が企業毎に提出すること。

- ・単体企業で参加の場合：様式第１号-1、第２号、第３号-1・2
- ・特定建設工事共同企業体（以下「甲型共同企業体」という。）又は、設計業務等及び工事監理業務を行う企業と施工業務を行う企業（甲型共同企業体を含む）

む。)の共同体(以下「共同体」という。以下、甲型共同企業体と共同体を合わせて「共同体等」という。)で参加の場合：様式第1号-2、第1号-3、第2号、第3号-1・2

(イ) 事務局は、参加者(参加表明書を受理されたもの)から提出される参加資格確認に関する提出書類を基に、参加者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

イ 参加資格確認結果通知・技術提案書等の提出要請

県は、事務局による確認の結果、有参加資格者には技術提案書提出要請書を、それ以外の参加者には、参加が認められない理由を付して参加資格審査結果通知書をそれぞれ書面で通知する。非選定理由を受けた参加者は、通知の日の翌日から起算して5日(土日及び休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(5) 技術提案書等の提出

ア 有参加資格者は、提出期限までに技術提案書等を事務局に提出すること。

イ 技術提案書等の取りまとめ・確認

事務局は、審査に先立ち、必要な資料等が全て提出され、所定の条件に基づき技術提案書等が作成されているかを確認した上で、速やかに各選定委員へ資料配布する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書の内容を確認・精査するために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、技術提案書等の提出締切後に別途通知する。

エ 技術提案書の評価

技術提案書の評価は、選定委員会が評価基準に基づいて行う。

オ 最優秀技術提案書等の特定

選定委員会は、各技術提案書等の中から、評価基準に基づき、評価値が最も高い提案を最優秀技術提案書として、次に高い者を優秀技術提案書として特定する。

(6) 優先交渉権者等の決定

ア 選定

選定委員会は、技術提案書等の特定結果に基づき、優先交渉権者等を選定する。

イ 決定

県は、選定委員会の選定を基に、優先交渉権者等を決定する。

ウ 決定と非選定理由の通知

- (ア) 決定された優先交渉権者等に対し、その旨を書面（優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点候補者には次点候補者決定通知書）で通知する。
- (イ) 優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を書面（優先交渉権者及び次点候補者に決定されなかった理由（以下「非選定理由」という））で通知する。
- (ウ) 前項の非選定理由の通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日（土日及び休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (エ) 発注者は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

エ 決定がされない場合

(ア) 該当者無しの場合

- ・参加表明書を提出する者が無い場合。
- ・評価基準に定める選定基準を満たす参加者が無い場合。
- ・提案価格がいずれも上限価格から著しく乖離する等、事業として成立が困難と判断した場合。

(イ) 優先交渉権者及び次点候補者との交渉不成立の場合。

オ 審査結果の公表

後日、概要を公表する。

(7) 共通事項

ア 資料の追加要請

提出された参加表明書及び技術提案書等に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。

イ 参加の辞退

参加者は、技術提案書等の提出期限までに随時、参加を辞退することができる。辞退する場合は、その旨と理由を参加辞退届出書【様式第6号】に記載し、事務局に提出すること。

4 参加資格要件

(1) 参加者の構成

- ア 参加者は、単独企業、甲型共同企業体又は共同体とする。同一企業が「単独企業」「甲型共同企業体構成員」「共同体構成員」の異なる構成で重ねて本プロポーザルに参加することは認められない。
- イ 甲型共同企業体又は共同体で参加する場合は、その体制に応じて【資料 11-1、資料 11-2】の各条項に適合する者（本事業を通じて適合を確約できる者）とする。

(2) 共通する参加資格要件

- 参加者は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
- ただし、参加表明書提出から優先交渉者の決定までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする（以下、4 参加資格要件（3）から（4）において同じ）。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 参加申込書提出時点で、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続きをしていない者であること。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は静岡県発注公共工事暴力団排除措置要綱（平成 5 年 8 月 1 日施行）に基づき、指名からの排除措置に該当しない者であること。
 - オ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - カ 選定委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織ではないこと、又は当該組織に所属していないこと。
 - キ 「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業」の CMR（協力会社を含む）又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
 - ク 後述の(4)実施体制に示す資格等の要件を充足する統括責任者を本事業における業務の開始時点で配置し、その他の技術者等についても各業務の開始時までに確実に配置して実施体制を構築できる見込みがあること。

(3) 業務別の参加資格要件

設計業務等、工事監理業務又は施工業務を行う者は、行おうとする業務毎に次に掲げる業務別の参加資格要件を満たすものとする。なお、甲型共同企業体又は共同体の構成員で複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができる。

ア 設計業務等及び工事監理業務の参加資格要件

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足している者であること。ただし、設計業務等及び工事監理業務を複数の企業で行う場合で、そのうち1社がすべてを満たしている場合には、その他の構成員は、(イ)及び(ウ)の要条件を免除する。

(ア) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(イ) 一級建築士3人以上有すること。

(ウ) 建築関係建設コンサルタント業務における総合点数が180点以上であること。

イ 施工業務の参加資格要件

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足している者であること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(イ) 静岡建設工事競争入札参加資格の認定業種において、建築一式工事かつA等級に格付された者であること。

(ウ) 建築一式工事に関わる経営事項審査結果（審査基準日が入札日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,000点以上の者であること。（甲型共同企業体における、代表構成員以外の者は800点以上とする）

(エ) 県内に建設業法第3条に規定する営業所を有する者であること。

(4) 甲型共同企業体の要件

甲型共同企業体とする場合は、次に掲げる条件をすべて満足する共同企業体であること。

条 件	左記の詳細
①構成員の数	2者
②構成員の組合せ	4(2)及び4(3)イに記載する資格要件を満足する2者の組み合わせとする。ただし、構成員のいずれかが4(3)アに記載する資格要件を満足すること。
③構成員の要件	構成員は次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。 ・発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。 ・発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。

	・上記のほか、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領（平成6年3月31日付け管第773号）第5条に掲げる資格を満たす者であること。
④結成方法	自主結成とする。
⑤出資比率	出資比率の最小限度基準は30%以上とする。
⑥代表者要件	構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。

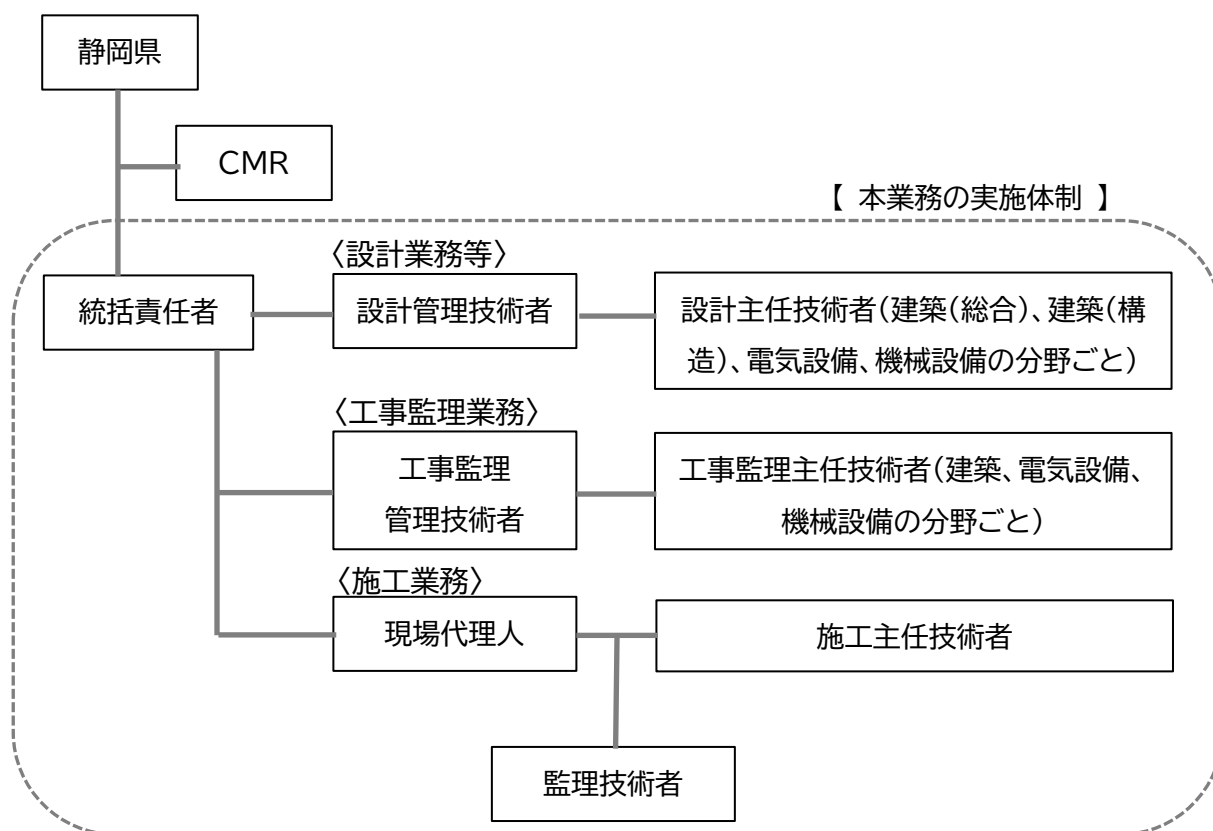
（5）共同体の要件

共同体とする場合は、次に掲げる条件をすべて満足する共同体であること。

条 件	左記の詳細
①企業の数	2者以上5者以下
②企業の組合せ	・全ての構成企業が4(2)を満足すること。 ・設計業務及び工事監理業務を行う企業と工事を行う企業の組合せとする。 ・設計業務及び工事監理業務を行う企業は、4(3)アに記載する資格要件を満足する単体企業又は複数の企業であること。 ・施工業務を行う企業は4(3)イに記載する資格要件を満足する単体企業又は甲型共同企業体であること。 ・施工業務を行う企業が甲型共同企業体の場合、4(4)に記載する資格要件（4(4)②のただし書を除く。）を満足すること。
③結成方法	自主結成とする。

(6) 実施体制

ア 各業務の実施体制、配置すべき技術者（以下「配置予定技術者等」いう。）は、以下に示すとおりとする。



イ 配置予定技術者等は、参加者（甲型共同企業体・共同体の場合は、その構成員。）となる企業との間に、参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならないものとし、その定義、資格・実績等の要件、兼任等の取扱いは次に定めるとおりとする。

(ア) 統括責任者

- 統括責任者は、設計業務等における設計管理技術者、工事監理業務における工事監理管理技術者、施工業務における現場代理人と監理技術者を統括し、本業務の趣旨及び内容を把握し、受注者の責任者として履行期間を通して、コスト管理を含め本業務の推進と相互調整を行うもので、受注者が定めた者をいう。
- 統括責任者は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- 統括責任者は、次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
設計管理技術者及び工事監理管理技術者、又は現場代理人及び監理技術者。
- 受注者は、基本協定締結後速やかに統括責任者を選定し、本業務に専任させること。原則として、技術提案書にて提案した者を統括責任者を選定するものとする。

が、病休・死亡・退職等特別な事情（以下、「特別な事情」という。）により、その者を配置できない場合には、県と協議の上、同等の実績及び資格を有し、県が適当と判断する代替者を配置する場合に認めるものとする。

（イ）設計管理技術者及び各設計主任技術者

- a 設計管理技術者は、設計業務等の管理及び統括等を行う。
また、設計主任技術者は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の分野ごとに設計管理技術者の下で主たる技術者として設計業務等を行う。
- b 設計管理技術者及び設計主任技術者（建築（総合））は、一級建築士の資格を有すること。
- c 設計主任技術者（建築（構造））は、構造設計一級建築士、又は一級建築士の資格を有すること。
- d 設計主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- e 設計主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- f 設計管理技術者は、設計主任技術者を兼任することができない。
- g 設計主任技術者は、各分野の設計主任技術者を兼任することができる。
- h 設計管理技術者は、工事監理管理技術者を兼任することができる。
- i 設計主任技術者は、工事監理主任技術者を兼任することができる。
- j 設計管理技術者及び設計主任技術者の変更は、県と協議の上、同等の資格及び実績を有し、県が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

（ウ）工事監理管理技術者及び各工事監理主任技術者

- a 工事監理管理技術者とは、工事監理業務の管理及び統括等を行う者をいう。工事監理主任技術者とは、建築、電気設備、機械設備の分野ごとに工事監理管理技術者の下で主たる技術者として工事監理業務を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- b 工事監理業務特記仕様書に定める工事監理管理技術者及び工事監理主任技術者を定めること。
- c 工事監理管理技術者は、工事監理主任技術者と兼任することができない。
- d 工事監理主任技術者は、各分野の工事監理主任技術者を兼任することができる。
- e 工事監理管理技術者及び工事監理主任技術者の変更は、県と協議の上、同等の資格及び実績を有し、県が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

(エ) 現場代理人

- a 現場代理人とは、施工業務の履行に関し、専任で配置でき、工事現場に常駐し、現場の運営、取締りを行うほか、契約に定める範囲の法律行為を受注者に代わって行使する権限を授与された者で、受注者が定めた者をいう。
- b 現場代理人の変更は、県と協議の上、同等の資格を有し、県が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

(オ) 監理技術者

- a 監理技術者とは、建設業法上の工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で、受注者が定めた者をいう。
- b 建設業法で求められる資格を有すること。
- c 監理技術者の変更は、県と協議の上、同等の資格を有し、県が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。
- d 次のいずれかの配置予定技術者と兼任することができる。
現場代理人、又は施工主任技術者。ただし、甲型共同企業体の場合においては、施工主任技術者との兼任はできない。

(カ) 施工主任技術者

- a 施工主任技術者とは、監理技術者の下で主たる技術者として施工の技術上の管理を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- b 静岡県建設工事監督・検査実務要覧【建築・設備工事】に定める資格を有すること。
なお、建築施工主任技術者については、施工期間中は常駐とする。
- c 施工主任技術者の変更は、県と協議の上、同等の資格を有し、県が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

5 質疑の受付及び回答の要領

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

(ア) 参加表明書の提出に係る質疑

令和7年11月7日(金)までの午前9時から午後4時までの間

(イ) その他本プロポーザルに係る質疑

令和7年11月7日(金)から令和7年11月14日(金)までの午前9時から午後4時まで

イ 提出先

問い合わせ窓口

ウ 提出方法

様式集の質疑回答書【様式第5号-1、2】に質疑事項を入力し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付して、電子メールで問い合わせ窓口へ送信すること。

なお、メールの件名は、参加表明書の提出に係る質疑の場合、「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 参加表明書質疑書（法人名）」、それ以外の質疑の場合、「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 質疑書（法人名）」とし、それぞれの質疑受付の期間内に送信後、電話により問い合わせ窓口へ着信の確認を行うこと。

(2) 質疑への回答

ア 回答日

(ア) 参加表明書の提出に係る回答

令和7年11月14日（金）

(イ) その他本プロポーザルに係る回答

令和7年11月21日（金）

イ 回答方法

県のウェブサイト内に掲載する。また、質疑回答書は、本要項の追加又は修正とみなす。

なお、質問の内容が知的財産権等の排他的権利を有する場合等には、上記の質問回答書掲載日に直接質問者へ回答することがある。この場合、ホームページ等への掲載は行わない。

6 参加表明書の作成及び手順要領

本プロポーザルに参加を希望する者は資格審査書類として、次により参加表明書、企業の参加資格要件 調書等を提出すること。

(1) 提出資格

本資格審査書類を提出する者は代表企業とする。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期間

令和7年10月29日（水）から令和7年11月21日（金）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先

2(2)アに示す事務局：静岡県 財務部 建築企画課契約班

ウ 提出方法

持参又は郵送

持参による場合は、持参する時間をあらかじめ事務局に連絡すること。また、郵送による場合は、提出期限必着とする。

エ 体裁及び書式

様式集の参加表明書及び必要書類【様式第1号-1～第3号-2】を使用し、様式集に示された順番通りに綴りそれぞれにページを付して、ステープル留めとすること。

オ 提出部数

1部及び電子データをメールにて送付のこと。

送付先は、事務局のメールアドレスとする。送付物の容量が多い場合は、大容量データ送付サービスを利用してよい。

(ア) メールの件名「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 参加表明書（法人名）」

(イ) Windows フォーマット

(ウ) 使用アプリケーション：PDF形式。

(エ) ウィルスチェック：電子データは、ウィルスチェックを行うこと。

(3) 参加表明書の審査方法

本要項「3 優先交渉権者の決定等の手続（4）」を参照のこと。

7 技術提案書の作成及び手続

(1) 評価項目

遺産影響評価書で掲げられた「神聖で美しい富士山を安全安心に体験でき、価値の理解を促進する持続可能で利便性の高い空間」に資するものを評価する。

その上で、富士山富士宮口五合目の特殊な立地条件や自然環境を考慮した施設計画を評価する。

参照先：案 富士山富士宮口五合目来訪者施設に係る遺産影響評価書 2022年 静岡県 P.14

<https://www.fujisan-3776.jp/report/academic-committee/documents/2-2.pdf>)

詳細は、資料3 評価基準による。

(2) 実績評価の体裁

評価項目	体 裁	添付資料
① 国立公園内（特別地域に限る）での設計又は工事の実績	様式第8号-1	実績を示す書類

② 上下水道・電気・ガス全てが無い状況における設計又は工事の実績	様式第 8 号-1	実績を示す書類
③ 主たる営業所の所在地 (静岡県内)	様式第 8 号-2 主たる営業所の所在地が県内外に関わらず、本紙面を記載し提出のこと	所在の根拠を示す書類
④ 全体業務の統括責任者の実績	様式第 8 号-3	実績を示す書類

(3) 技術提案書の体裁

技術提案書は以下の体裁等を遵守し、評価基準の評価項目毎に作成すること。

ただし、評価項目④・⑤及び⑦・⑧に関しては、併せてもよい。

評価項目	体 裁	備 考
① 設計・施工を一体で取り組む魅力ある実施体制	様式第 9 号 (A 3 版・JIS 規格) 1 枚以内	
② 限られた施工可能期間を考慮した全体工程と工程管理の提案	様式第 9 号 (A 3 版・JIS 規格) 1 枚以内	事業全体工程表を含めること
③ 特殊な立地条件・自然環境下における施工計画の提案	様式第 9 号 (A 3 版・JIS 規格) 2 枚以内	
④ 富士山富士宮口五合目の景観に配慮した施設計画	様式第 9 号 (A3 版・JIS 規格) ④と⑤を合わせて 4 枚以内	以下に掲げる図面等を含めること ・コンセプト ・計画概要書（建築面積、延べ面積・階数、最高高さ） ・主な仕上げ（外部・内部） ・配置図 ・各階平面図 ・断面図（1 面以上） ・外観パース ・内観パース
⑤ 来訪者にとって利便性が高い、魅力的な施設の提案		
⑥ 構造に対する提案	様式第 9 号 (A3 版・JIS 規格) 1 枚以内	構造概要を含めること

⑦ 環境に配慮した建築資材 や設備機器の提案	様式第 9 号 (A3 版・JIS 規格) ⑦と⑧を合わせて 2 枚以内	・設備概要を含めること ・提案する具体的な機器の性能を示し、イニシャルコスト及びランニングコスト（30 年後まで）を示すこと
⑧ 維持管理や修繕に配慮した提案		

(4) 作成及び提案に当たっての基本的条件

ア 作成に当たっての基本条件

要求水準書に示す機能を満たすとともに、設計・施工上の配慮や創意工夫を示し、技術提案書を作成すること。

イ 提案に当たっての基本条件

(ア) 有参加資格者は、要求水準書の内容に基づき、機能面、価格面を総合的に検討し提案を行うこと。

(イ) 技術提案内容については、契約後、県との協議により、採用されないこともある。
なお、提案が採用されなかった場合、それを理由として、事業費が増額とならないように努めること。

ウ 参加要件とする配置予定技術者の基本的条件

本要項「4 参加資格要件（4）」参照のこと。

エ 無効とする提案

次のいずれかに該当する提案は、無効とし、失格とする。

- (ア) 上記ウを満たさない提案
- (イ) 有参加資格者以外による提案
- (ウ) 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案
- (エ) 提出書類の記載事項が不明なもの、又は記名・押印のない提案
- (オ) 書類が不足している提案
- (カ) 要求したもの以外の書類及び図面等による提案
- (キ) 有参加資格者が 2 つ以上の提案書を提出した場合の全ての提案
- (ク) 有参加資格者が他の有参加資格者の代理をした場合の全ての提案
- (ケ) その他参加に関する条件に違反した提案

(5) 技術提案書の提出

ア 提出期間

令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 2 月 13 日（金）の午前 9 時から午後 4 時まで
（祝日を除く）

イ 提出先

2 (2) アに示す事務局：静岡県 財務部 建築企画課企画第 1 班

ウ 提出方法

持参若しくは郵送により提出すること。また、同様の電子データをメールにて提出すること。

送付先は、事務局のメールアドレスとする。送付物の容量が多い場合は、大容量データ送付サービスを利用してよい。メールの件名「富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）整備事業 技術提案書（法人名）」とすること。

持参による場合は、持参する時間をあらかじめ事務局に連絡すること。また、郵送による場合は、提出期限必着とする。

エ 提出部数

(ア) 技術提案書等提出書【様式第 7 号】1 部

(イ) 実績評価に係る提案書【様式第 8 号-1～3】10 部

(ウ) 技術提案書【様式第 9 号】10 部

(エ) 提案価格見積書・内訳書【様式第 10 号-1～4】1 部

(オ) 甲型共同企業体又は、共同体においては、組成に応じた協定書（写し）

特定建設工事共同企業体協定書（写し）（甲型共同企業体）【様式第 11 号-1】1 部

共同体協定書（写し）【様式第 11 号-2】1 部

オ 体裁及び書式

(ア) 技術提案書は、技術提案書等提出書を他の書類とは綴じ込まず、頭に添えて提出すること。なお、受付番号は、参加表明書提出時に事務局より書面で通知する。

(イ) 各書類は様式集に示された指定の様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い作成すること。また、様式指定の箇所に、受付番号を記載するとともに、それぞれ右下にページを付して、左上をステープル留めとすること。

(ウ) A3 判様式は、A4 判様式の大きさに折り込むこと。

(エ) 使用する文字のフォントについて、10.5 ポイント以上（図表内の文字については制限しないが、見やすさに配慮すること）とすること。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。

(オ) 用紙の余白は、左右、最低 20mm 以上を確保すること（ページ番号は除く）。

(カ) 提案価格見積書【様式第 10 号-1】、提案価格見積書（設計業務等内訳書）【様式第 10 号-2】、提案価格見積書（工事費内訳書）【様式第 10 号-3】及び提案価格見積書（工事監理業務内訳書）【様式第 10 号-4】については、封筒に入れて封印し、受付番号、本事業名、提案価格見積書在中である旨及び提出者名を明記して 2 部提出すること。提案価格見積書（工事費内訳書）【様式第 10 号-3】では、技術提案書で示した主な仕上げ・仕様の項目を明示のこと。

評価・評定等の手数料が必要な提案においては、手数料を設計業務内訳書に含むこと。【様式第 10 号-2】に記載のこと。

(キ) 電子データの仕様

a Windows フォーマット

b 使用アプリケーション：PDF 形式。【様式第 10 号-1～4】については、Excel データも提出のこと。

c ウィルスチェック：電子データは、ウィルスチェックを行うこと。

(ク) 提出した提案価格見積書及び提案価格見積書（内訳書）の訂正はできない。

(ケ) 技術提案書については、審査を公平に行うため応募者が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は認めない。

(6) 参加者によるプレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、以下の要領で行う。

ア プレゼンテーションは、技術提案評価に係る提案書について行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。その他の要領については、実施する際に詳細を通知する。

イ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。

ウ プレゼンテーションの出席者は 5 名以内とし、そのうちの 1 名は統括責任者とする。

エ プレゼンテーションは非公開で実施する。

8 評価基準

評価基準【資料 3】による。

9 その他

(1) 本プロポーザル後の契約の予定

ア 優先交渉権者は、県との協議及び設計業務にかかる見積合わせを行い、基本協定書及び設計業務委託契約を締結する。また、設計業務完了後、建設工事及び工事監理業務にかかる価格交渉及び見積合わせを行い、県議会の議決を経て建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約を締結する。

イ 優先交渉権者は、選定結果通知後速やかに提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した事業費の「内訳書」を作成のうえ、県に提出する。当該内訳書の額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とすること。その他県が必要として求める説明資料（メーカー見積書及び、数量等）についても後日提出すること。

ウ 優先交渉権者が、設計業務等、又は施工業務及び工事監理業務の各契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由によって、優先交渉権者との事業契約

が締結できない場合、県は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

- エ 優先交渉権者が、各契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、県に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

（２）その他

- ア 参加表明書及び技術提案書等の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。

- イ 提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い

（ア） 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。

（イ） 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、受注者の提案書類については、本業務内容の公表時や本県が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

（ウ） 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

- ウ 記載内容の変更

（ア） 参加表明書及び技術提案書等の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書等に記載された内容の変更は認めない。ただし、県が修正を求める場合には、この限りではない。

（イ） 技術提案書において提案した統括責任者は、原則として本事業が終了するまでの間に変更は認めない。ただし、「４ 参加資格要件（４）イ（ア）d」に記載した理由により、業務遂行が困難になった場合は、県が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

（ウ） 技術提案書において、提案した統括責任者以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、県が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

- エ 技術提案書の作成のために県から受領した資料は、県の了解なく公表及び使用してはならない。

- オ 参加者によるプレゼンテーション、選定委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

カ 失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (ア) 本要項「4 参加資格要件」に記載している要件を満たさない場合
- (イ) 提案内容が要求水準を充足していないと確認された場合（評価基準「6 その他(1)」参照のこと。）
- (ウ) 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- (エ) 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- (オ) 提出書類等を所定の方法で提出しない場合（7 技術提案書の作成及び手続(4)エ 無効となる提案参照）
- (カ) プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く）
- (キ) その他、本業務の参加表明書提出日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合等、選定委員会が失格と認めた場合

キ 参加者数が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

ク 本プロポーザルは、公正な募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合に、募集手続の執行を延期又は中止することがある。

ケ 本プロポーザルを途中で辞退する場合は、参加辞退届【様式第6号】を提出すること。

コ 技術提案書不履行に関する措置

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容について、県の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、県は受注者に対して、技術提案書不履行に関する措置として（ア）の算定式により、違約金を請求する場合がある。

ただし、提案内容と異なる方法等で同等の機能・品質を達成し、県が認めたときは、違約金を減額、又は免除する場合がある。

（ア）技術提案に係る違約金の算定式

県が受注者より徴収する金額

$$= \left[1 - \frac{\text{標準点 100 点} + \text{履行できない提案を控除した場合の加算点}}{\text{標準点 100 点} + \text{受注者が得た加算点}} \right] \times \text{合意金額}$$

※違約金の算定の際の加算点は、提案時の割合で算定。

なお、提案された金額について、参加者の責に帰さない事由により、これを達成できない場合は、県と受注者でその事由や対応策等を協議のうえ、県が認めたときは徴収する金額を減額、又は免除する場合がある。